○国土交通省告示第百九十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2808	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＫＧＳＨ－３ＤＡ１	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊀Ｇ－2870	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＫＧＰＹ－６ＢＡ１	〃
㊀Ｇ－2871	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＫＧＰＹ－５ＢＡ１	〃

○国土交通省告示第百九十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3260	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　５ＢＡＫＦ－ＶＥＴ２－４	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊀Ｇ－3261	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　５ＢＡＫＦ－ＶＥ７－４	〃

○国土交通省告示第百九十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3226	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡＡ25ＡＦＸＳＭ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百九十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－2981	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　３ＤＡ－１ＧＤ－ＦＴＶ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊀Ｇ－3125	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　３ＤＡ－Ｆ33ＡＦＴＶ	〃

○国土交通省告示第百九十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和六年十二月二日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の定格出力(kW)	製作者の氏名又は名称及び住所
特2295	ＳＮ　ＺＡＦ－ＳＢ１Ｍ　フォーク・リフト	住重　ＬＣＶ040Ｗ	6.0		住友ナコフォークリフト株式会社　愛知県大府市大東町２丁目75番地

○国土交通省告示第百九十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年三月十三日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の定格出力(kW)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅰ－1879	ヤマハ　ＺＡＤ－ＥＹ01	オートバイ	ホンダ　Ｅ　Ｙ01Ｍ	0.58	五羊－本田摩托（広州）有限公司　中国広州市増城市新塘鎮永和新新六路１号

○国土交通省告示第百九十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年三月十三日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－1931	ヤマハ　８ＢＪ－ＳＥＬ４	オートバイ	ヤマハ　Ｅ　35ＤＥ	0.124	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第百九十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和六年十一月二十八日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－400	ヤマハ　８Ｂ　Ｋ－ＲＧ95Ｊ	オートバイ	ヤマハ　Ｇ　404Ｅ	0.249	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第百九十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年三月十三日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－434	ヤマハ　８ＢＫ－ＳＧＡ９Ｊ	側車付オートバイ	ヤマハ　Ｇ　３Ｘ４Ｅ	0.155	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第二百号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定により、メルセデス・ベンツ日本合同会社から、指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第二項の規定により、指定製作者等の氏名又は名称を次のとおり変更する。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称

新

メルセデス・ベンツ日本合同会社

旧

メルセデス・ベンツ日本株式会社

2．変更年月日

令和６年４月１日

○国土交通省告示第二百一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定により、Ｔｅｓｌａ　Ｊａｐａｎ合同会社から、指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第二項の規定により、指定製作者等の氏名又は名称を次のとおり変更する。

令和八年一月十九日　国土交通大臣　金子　恭之

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称

新

Ｔｅｓｌａ　Ｊａｐａｎ合同会社

旧

Ｔｅｓｌａ　Ｍｏｔｏｒｓ　Ｊａｐａｎ合同会社

2．変更年月日

令和６年５月20日